

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】

2

北九州市公告第733号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年10月24日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
三ヶ森ショッピングセンター
北九州市八幡西区大字下上津役1291ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社サンリブ
北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号
代表取締役 佐藤秀晴
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前 午前9時30分から午後8時まで
 - イ 変更後 午前7時から午後12時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前9時30分から午後8時30分まで
 - イ 変更後 午前6時30分から翌日午前0時30分まで
- 4 変更する年月日
平成29年10月17日
- 5 届出年月日
平成29年10月16日
- 6 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
 - (2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
北九州市八幡西区役所総務企画課

7 縦覧期間

平成29年10月24日から平成30年2月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成29年12月29日から平成30年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成30年2月26日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見